

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（一定以上の所得を有する<u>要介護被保険者</u>に係る特例居宅介護サービス費等の額） 第6条の2 法第49条の2第1項の規定により読み替えられた<u>同項各号</u>に定める規定を適用する場合における第4条、第4条の2及び前条の規定の適用については、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。 2 <u>法第49条の2第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号に定める規定を適用する場合における第4条、第4条の2及び前条の規定の適用については、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。</u> （一定以上の所得を有する<u>居宅要支援被保険者</u>に係る特例介護予防サービス費等の額） 第8条の2 法第59条の2第1項の規定により読み替えられた<u>同項各号</u>に定める規定を適用する場合における第7条及び第7条の2の規定の適用については、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。 2 <u>法第59条の2第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号に定める規定を適用する場合における第7条及び第7条の2の規定の適用については、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。</u> （居宅介護サービス費等の額の特例） 第9条 法第50条第1項の規定により読み替えられた<u>法第49条の2第1項各号</u>に定める規定に規定する区が定める割合は、100分の90を超え100分の100以下の範囲内において区長が別に定める。 2 法第50条第2項の規定により読み替えられた<u>法第49条の2第1項各号</u>に定める規定に規定する区が定める割合は、100分の80を超え100分の100以下の範囲内において区長が別に定める。	（一定以上の所得を有する<u>第1号被保険者</u>に係る特例居宅介護サービス費等の額） 第6条の2 法第49条の2の規定により読み替えられた<u>同条各号</u>に定める規定を適用する場合における第4条、第4条の2及び前条の規定の適用については、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。 〔新設〕 （一定以上の所得を有する<u>第1号被保険者</u>に係る特例介護予防サービス費等の額） 第8条の2 法第59条の2の規定により読み替えられた<u>同条各号</u>に定める規定を適用する場合における第7条及び第7条の2の規定の適用については、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。 〔新設〕 〔同左〕 第9条 法第50条第1項の規定により読み替えられた<u>法第49条の2各号</u>に定める規定に規定する区が定める割合は、100分の90を超え100分の100以下の範囲内において区長が別に定める。 2 法第50条第2項の規定により読み替えられた<u>法第49条の2各号</u>に定める規定に規定する区が定める割合は、100分の80を超え100分の100以下の範囲内において区長が別に定める。

3 法第50条第3項の規定により読み替えられた法第49条の2第1項各号に定める規定に規定する区が定める割合は、100分の70を超え100分の100以下の範囲内において区長が別に定める。

(介護予防サービス費等の額の特例)

第9条の2 法第60条第1項の規定により読み替えられた法第59条の2第1項各号に定める規定に規定する区が定める割合は、100分の90を超え100分の100以下の範囲内において区長が別に定める。

2 法第60条第2項の規定により読み替えられた法第59条の2第1項各号に定める規定に規定する区が定める割合は、100分の80を超え100分の100以下の範囲内において区長が別に定める。

3 法第60条第3項の規定により読み替えられた法第59条の2第1項各号に定める規定に規定する区が定める割合は、100分の70を超え100分の100以下の範囲内において区長が別に定める。

(保険料率)

第10条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 3万8,880円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 4万8,600円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5万8,320円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 6万8,040円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 7万7,760円
- (6) 次のいずれかに該当する者 8万7,480円

ア 地方税法（昭和25年法律第226

〔新設〕

〔同左〕

第9条の2 法第60条第1項の規定により読み替えられた法第59条の2各号に定める規定に規定する区が定める割合は、100分の90を超え100分の100以下の範囲内において区長が別に定める。

2 法第60条第2項の規定により読み替えられた法第59条の2各号に定める規定に規定する区が定める割合は、100分の80を超え100分の100以下の範囲内において区長が別に定める。

〔新設〕

〔同左〕

第10条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 3万2,400円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 4万500円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 4万8,600円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 5万6,700円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 6万4,800円
- (6) 次のいずれかに該当する者 7万2,900円

ア 地方税法（昭和25年法律第226

号) 第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。))が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この条において同じ。))であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下この条において同じ。))を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は14号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 9万7,200円

ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は14号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 11万6,640円

ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課され

号) 第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。))が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この条において同じ。))であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下この条において同じ。))を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 8万1,000円

ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 9万7,200円

ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課され

る保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、<u>第12号イ、第13号イ又は14号イ</u>に該当する者を除く。） (9) 次のいずれかに該当する者 <u>12万8,304円</u> ア [略] イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、<u>第12号イ、第13号イ又は14号イ</u>に該当する者を除く。） (10) 次のいずれかに該当する者 <u>14万3,856円</u> ア [略] イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第12号イ、第13号イ又は14号イ</u>に該当する者を除く。） (11) 次のいずれかに該当する者 <u>17万8,848円</u> ア [略] イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、<u>次号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。） (12) 次のいずれかに該当する者 <u>19万8,288円</u> ア [略] イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ	る保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ<u>又は第12号イ</u>に該当する者を除く。） (9) 次のいずれかに該当する者 <u>10万6,920円</u> ア [略] イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ<u>又は第12号イ</u>に該当する者を除く。） (10) 次のいずれかに該当する者 <u>11万9,880円</u> ア [略] イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ<u>又は第12号イ</u>に該当する者を除く。） (11) 次のいずれかに該当する者 <u>14万9,040円</u> ア [略] イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、<u>又は次号イ</u>に該当する者を除く。） (12) 次のいずれかに該当する者 <u>16万5,240円</u> ア [略] イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ
--	--

る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、<u>次号イ又は第14号イに該当する者を除く。</u>） (13) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>21万7,728円</u> ア <u>合計所得金額が1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。</u>） (14) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>24万1,056円</u> ア <u>合計所得金額が2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。</u>） (15) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> <u>26万4,384円</u> 2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、<u>3万4,992円</u>とする。 （賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い） 第14条 〔略〕 2 〔略〕 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（1）に係る者を除く。）、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号	る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。） 〔新設〕 〔新設〕 (13) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> <u>18万1,440円</u> 2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度における保険料率は、<u>2万9,160円</u>とする。 〔同左〕 第14条 〔略〕 2 〔略〕 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（1）に係る者を除く。）、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号
---	--

ロ又は第10条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで及び第10条第1項第6号から第14号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。

4 〔略〕

付 則

(延滞金の割合の特例)

第9条 当分の間、第18条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

ロ又は第10条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで及び第10条第1項第6号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。

4 〔略〕

付 則

〔同左〕

第9条 当分の間、第18条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

付 則

- 1 この条例中第10条第1項及び第2項、第14条第3項並びに付則第9条の改正規定並びに次項の規定は平成30年4月1日から、その他の規定は同年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年度までの保険料率については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第6条の2、第8条の2、第9条及び第9条の2の規定は、平成30年8月1日以後に行う保険給付から適用し、同日前に行われた保険給付については、なお従前の例による。